

2019年度佐賀支部事業実施報告

全国健康保険協会佐賀支部

1. 基盤的保險者機能關係

1. 基盤的保険者機能関係（業務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
①現金給付の適正化の推進（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理を徹底する。 傷病手当金と労災の休業補償給付との適正な併給調整を行うために、「事務手順書」に基づく事務処理を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案について、本部からの事務連絡（資格取得に疑義のあるリストの提供）を受け、傷病手当金・出産手当金について事後調査を実施し、保険給付適正化PTを開催した（5件：適正）。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理を徹底した。 労災の休業補償給付については、「事務手順書」に基づく事務処理及び進捗管理を適切に実施し、傷病手当金の適正給付に努めた。 	（設定無）	—
②柔道整復施術療養費の照会業務の強化（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> 多部位かつ頻回の申請（原則、施術箇所が3部位以上、かつ施術日数が月15日以上）について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。また、回答の結果、請求内容が疑わしい案件については、適宜、施術者に照会するとともに、必要に応じて厚生局への情報提供を行う。 加入者に対する文書照会時に制度の仕組みを解説したリーフレット等を同封するとともに、機関誌を活用した広報等により、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費のさらなる適正化を図るため、文書照会範囲を「施術箇所2部位以上かつ施術日数を月10日以上」に拡大し、実施した。「部位ころがし」については、本部からの提供データを参考に患者照会を実施した。患者照会の回答による厚生局への情報提供はない。 照会件数：年度累計 3,673件 加入者に対する文書照会時に適正受診を啓発するチラシを同封し周知を実施。また、機関誌（納入告知書チラシ）を活用した広報（整骨院への正しいかかり方）を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度（113%）以下とする 	<p>【R2.3月末】 ◎申請の割合 101%</p>
③あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 医師の再同意の確認を申請書ごとに適切に審査の時点で実施し、審査の強化を図った。厚生局への情報提供案件はなかった。 	（設定無）	—

1. 基盤的保険者機能関係（業務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
④サービス水準の向上（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 	<ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査結果の傾向を踏まえた職員研修（接遇）を実施した。 サービススタンダードについて、速やかな事務処理と進捗管理により100%を達成した。 郵送化率については、窓口相談や電話相談の際に、申請書ダウンロードの案内や郵送での提出の周知を実施している。また、毎年4月期は、任意継続の資格取得申請が多くなることから、3月期に大規模事業所へ申請書・案内チラシ・封筒を「セット化」したものを送付し、郵送化への働きかけを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> サービススタンダードの達成状況を100%とする 現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする 	<p>【R2.3月末】 ◎サービススタンダード 100%</p> <p>【R2.3月末】 ●郵送化率 87.8%</p>
⑤限度額適用認定証の利用促進（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> 加入者の医療機関窓口での負担軽減及び利便性を図るため、下記の取り組みにより限度額適用認定証の利用促進を図る。 (1) 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。 (2) 高額療養費の申請勧奨（支部対応分のみ）の際にリーフレットを同封し制度の普及拡大を図る。 (3) 地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置することで利用環境の拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主に対し、機関誌（納入告知書チラシ）を活用した広報を実施。健康保険委員研修会において、チラシによる広報も併せて実施した。 県内市町とベット数20床以上を有する医療機関に対し、限度額適用認定書申請書の設置依頼を実施した。 <p>令和2年3月末状況（累計） 市町：12市町 医療機関：86医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする 	<p>【R2.3月末】 ●使用割合 83.1%</p>
⑥被扶養者資格の再確認の徹底（業務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への文書・電話勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 未提出事業所に対して、本部による文書での勧奨の時期に合わせ、支部独自に外部委託による電話勧奨を実施した。 <p>令和2年3月末状況（累計） 対象事業所数：9,196事業所 提出事業所数(3月末)：8,684事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする 	<p>【R2.3月末】 ◎提出率 94.4%</p>

1. 基盤的保険者機能関係（レセプトグループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
⑦効果的なレセプト点検の実施（レセプトグループ）			
<ul style="list-style-type: none"> レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効率的な点検の実施及び社会保険診療報酬支払基金との連携・協議による効果的な点検を実施する。また、専門業者を活用した支部研修や勉強会を定期的を実施し、点検員の点検スキルの向上を図る。 無資格受診における医療機関照会を行い、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。 受診者に対する「負傷原因の照会」及び「第三者行為による傷病届」の届出を促進し、加害者や損保会社に対する損害賠償金請求及び労災による返納金請求を確実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動点検マスターの精度向上のため、毎月点検員を中心とした打ち合わせを行い、メンテナンス等により点検の効率化を図った。 再審査結果や他支部事例をもとに、定期的に支払基金と協議を行い、支部間差異の解消を図った。また、支払基金の原審査精度向上のため、支払基金のコンピュータチェックルールが可能な事例の情報提供を行った。 点検員との定期的な面談や勉強会、外部講師による研修を通じて、点検スキルの向上を図った。 無資格受診の疑いがあるレセプトについては医療機関照会を行い、レセプトの返戻又は医療費の返還請求を確実に実施した。 負傷原因照会及び第三者行為による傷病届については、定期的な文書勧奨を実施するとともに、傷病届については弁護士名による催告も活用し、損害賠償請求及び労災による返納金へつなげた。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（Q291）以上とする（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ佐賀支部の医療費総額 	<p>【R2.3月末】 ●査定率 <u>Q268</u></p>
⑧返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び各種債権の回収業務の推進（レセプトグループ）			
<ul style="list-style-type: none"> 保険証回収強化については、下記の取り組みにより実施する。 (1) 保険証未回収者に対し、文書による返納催告を日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に確実に実施する。 (2) 当催告後の未返納者に対して、外部委託による電話催告を実施することで保険証の早期回収を図る。 (3) 電話催告後、なお残る未返納者に対して、職員による文書または電話による催告を継続して実施する。 発生した債権については、文書催告のほか、電話や訪問による催告により早期回収に取り組みとともに、弁護士を活用した文書催告、国保保険者との保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険証回収強化 (1) 保険証未回収者に対し、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に初回文書催告、初回文書催告後2週間以内に再催告を実施した。文書催告4,263件 (2) 外部委託による保険証回収電話催告の実施。委託件数1,001件 弁護士を活用した催告：198件 保険者間調整：33件 法的手続き：19件 	<ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率を94.0%以上とする。 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度（54.89%）以上とする。 医療給付額総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度（0.039%）以下とする。 	<p>【R2.1月末】 ◎保険証回収率 <u>94.16%</u></p> <p>【R2.3月末】 ●返納金債権回収率 <u>48.52%</u></p> <p>【R2.3月末】 ●返納金の割合 <u>0.060%</u></p>

1. 基盤的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
◎オンライン資格確認の利用率向上（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き他支部の好事例等情報収集を行い導入機関の利用率向上に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> システム導入は1医療機関に留まっているが、積極的な利用により無資格受診の防止が図られている。 引き続き好事例の情報収集を行うとともに、2021年3月より国主導により導入が予定されている医療等IDを使用したオンライン資格確認を見据え、情報提供がされ次第順次対応を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を100%とする 	<p>【R2.3月末】 ◎利用率 100%</p>

2. 戰略的保險者機能關係

2. 戦略的保険者機能関係（保健グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】			
I 医療等の質や効率性の向上			
II 加入者の健康度を高めること			
III 医療費等の適正化			
具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
① ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供＜I、II、III＞ ・事業所単位：健康宣言事業所（被保険者数が概ね10人以上）に対して、「事業所健康度診断シート（事業所カルテ）」等の見える化ツールを提供する。			
② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施＜I、II、III＞ 上位目標：人工透析の新規導入者の割合を平成28年度（14.9%）から減少させる。			
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上（保健グループ）			
○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：116,663人） ・生活習慣病予防健診 受診率61.0%（受診見込者数：71,164人） ・事業者健診データ 取得率6.6%（取得見込者数：7,700人） ○被扶養者（受診対象者数：33,802人） ・特定健康診査 受診率25.9%（受診見込者数：8,755人） ○健診の受診勧奨対策 ・健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 ・外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化 ・新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 ・オプション健診を取り入れた支部独自の集団学習の実施 ・大型商業施設などでの特定健診の実施 ・市町の特定健診会場へ対象者を誘導する広報の実施	第2期保健事業実施計画 （データヘルス計画） の進捗状況等参照	・生活習慣病予防健診受診率を61.0%以上とする ・事業者健診データ取得率を6.6%以上とする ・被扶養者の特定健診受診率を25.9%以上とする	【R2.3月末】 ◎健診受診率 63.0% 【R2.3月末】 ◎データ取得率 7.7% 【R2.3月末】 ●特定健診受診率 23.0%

2. 戦略的保険者機能関係（保健グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応（保健グループ）			
<p>○被保険者（特定保健指導対象者数：15,931人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率22.0%（実施見込者数：3,505人） （内訳）協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：2,230人） アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：1,275人） <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数：753人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率6.5%（実施見込者数：49人） <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 ・ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 ・外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ ・トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化 ・特定保健指導委託機関に対するインセンティブ制度の導入 ・特定保健指導受け入れ拒否事業所への委託事業における受診勧奨業務 ・運動に対する意識（問診項目等）によって対象者をセグメント化し、セグメント毎のアプローチ方法を実施・検証する。（佐賀大学、佐賀県庁とのコラボ） 	<p>第2期保健事業実施計画 （データヘルス計画） の進捗状況等参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の実施率を21.3%以上とする 	<p>【R2.3月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実施率 19.5%
iii) 重症化予防対策の推進（保健グループ）			
<p>○未治療者に対する受診勧奨におけ二次勧奨実施予定人数2,300人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師等専門職及び関係機関等の知見を活用し、より効果的な未治療者への受診勧奨を実施する。 ・早期かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。 ・事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のため、県労働局等関係団体と連携した取り組みを実施する。 <p>○糖尿病性腎症重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。 	<p>第2期保健事業実施計画 （データヘルス計画） の進捗状況等参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする 	<p>【R2.3月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎受診した者の割合 12.0%

2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ・保健グループ）

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進（企画総務グループ・保健グループ）			
<p>○健康宣言後のフォロー体制等の検討・構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言後のフォロー体制等を確立するため、組織横断的なプロジェクトを編成することによって、量（健康宣言事業所数）の拡大と併せて、質の向上を目指す施策をプロジェクト内で検討し、支部全体で実施する。 自治体や関係団体、地元メディアと連携して健康経営に取り組む機運を高め、健康経営の普及促進に引き続き取り組む。 	<p>○3月末宣言事業所数 428社</p> <ul style="list-style-type: none"> 対前年度比287社増（前年度141社） <p>増加の主な要因は、佐賀県と連携し、建設業における経営審査事項の加点の要件に健康宣言及び優良認定を加えたことにより建設業関係の事業所が増加したこと。また、そのほか健康経営にかかる広報（佐賀支部通信、メルマガ等）、関係団体と連携したセミナーの開催により拡大を図った。</p> <p>○がばい健康企業宣言優良企業2019数 48社</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度比27社増（前年度21社） <p>佐賀県が実施した「第1回佐賀さいこう表彰（健康経営部門）」に優良企業の中から3社推薦し、内1社が社内における取組を評価され受賞した。</p> <p>関係団体と連携したセミナーの開催や保健師等によるフォローアップなどの取組みにより、宣言事業所の拡大、健康経営の質の向上、及び質の向上による優良企業数の倍増が図れた。この機運をさらに高めるため、引き続き関係各所との連携、フォローアップの質の向上を図りながら健康経営を推進する。</p>	<p>（設定無）</p>	<p>—</p>

2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> 加入者の受診行動と医療費との関係性やインセンティブ制度の周知と併せて意見発信することで加入者の受診行動の変容を促す。そのために、属性に応じた広報を行うなど、最も効果がある方法で効果的かつ効果的に広報を行い、加入者の理解度を促進させる。 全国平均と比べ医療費の割合が高いため、疾病予防や健康づくりのための研修を健康保険委員向けに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金機構との合同研修会（11月：佐賀市、唐津市、伊万里市、鳥栖市、武雄市）において健康保険委員向けに健康運動指導士によるストレッチに関する研修を実施。 佐賀県在住者1,000人に対し、全国健康保険協会及び健康保険料等の認知にかかるWEB調査（1/10～1/15）を実施。 佐賀支部の現状（医療費、保険料率が全国一）を知っていただくことや、受診行動の変容、健康意識の向上を目的として、「健康づくり」、「健診」、「ジェネリック医薬品」をテーマとしたCMを製作し、サガテレビ（2/3～3/29：放送回数142）、ユーチューブ（2/10～3/29：放送回数34,603）で放送。 健康経営優良法人（経産省）の優良認定を受けた6事業所にインタビューを行い、健康経営にかかる事例集を健康保険委員に配布。 がばい健康企業宣言のエントリーの際に募集を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度（39.7%）以上とする 全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を53.3%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度調査】 ◎加入者理解率 44.5% 【R2.3月末】 ◎被保険者数の割合 54.3%

2. 戦略的保険者機能関係（企画総務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
④ ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ>（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品使用割合の目標を達成するため、県内の調剤薬局に対して具体的な医薬品の置き換えについての提案等を個別に行い、更なる使用促進を図る。 参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体に対し、ジェネリックカルテ等の活用や支部の独自取り組み等の発信を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 8月に県内341保険薬局に対してジェネリック医薬品への置き換えを推進すべく、保険薬局ごとの使用状況等の情報を提供（268保険薬局は通知を郵送し、積極的な置き換えを要請。また、影響の大きい73保険薬局（6社）へは訪問のうえ、情報提供を通じたジェネリック医薬品使用推進への協力依頼を実施）。 平成29年6月に閣議決定されたジェネリック医薬品使用割合80%に向けて、令和2年2月～9月をジェネリック医薬品使用促進緊急対策期間と位置づけ、使用促進の取り組みにかかるプレスリリースを実施（2/27）。 2月にジェネリック医薬品の使用割合の向上に寄与する医療機関（9機関）、調剤薬局（8機関）を訪問のうえ、協力依頼を実施。 後発医薬品実績リスト（全国版）を支部ホームページに掲載し、医療機関等に発信。 	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合を80.8%以上とする 	<p>【R2.2月末】 ◎使用割合 81.6%</p>
⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信<Ⅰ>（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> i) 意見発信のための体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制等に係る意見発信を行うため、被用者保険の参画枠を拡大させる。引き続き、県や保険者協議会に対して参画を拡大するための要請を行う。 ii) 医療費データ等の活用 <ul style="list-style-type: none"> 本部から提供される医療費構成表及び協会版SCR等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について把握する。 iii) 外部への発信と情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ii) で得られた結果について県の関係部署等へ発信する。また、医療費の地域間格差の要因等について加入者や事業主へ情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想調整会議については5区域中2区域（東部・北部）の参加に留まっており、他3区域（中部・西部・南部）への参加が必要となっている。新たに3区域へ参加できるよう保険者協議会や県に交渉を重ねたが、すでに保険者の各区域への割り振りは済んでおり、委員の交代や増員は認められないとの回答を得たため、参加率の向上は実質困難な状況。 参加している会議において、2025年に実現すべき病床機能の調整が十分に進んでいるかどうかを問うことで、漫然と会議が消化されないよう確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する 	<p>【R2.3月末】 ●参加率 40.0%</p> <p>【R2.3月末】 ◎意見発信を実施 実施済</p>

3. 組織・運営体制機能関係

3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
① 人事制度の適正な運用（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤的保険者機能について業務の効率化・簡素化を進めることにより生産性を向上させ、戦略的保険者機能の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金給付等の業務において、マニュアル、手順書に基づく業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、戦略的保険者機能の強化を図った。 	（設定無）	—
② コンプライアンスの徹底（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、委員会の開催及び職員研修等を通じてその徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第1、第3水曜日に実施している全体朝礼において「全国健康保険協会行動規範」を全職員で唱和し、協会の理念やコンプライアンス基本方針の理解のもと、行動規範の実践を図った。 ・5月全職員に対し、コンプライアンス研修を実施。6月、12月にはコンプライアンス委員会を開催。支部コンプライアンス管理体制の確認、および他支部等における懲戒処分事例の再周知を行い、より高い意識の共有と個人ではなく組織で判断していく環境構築を図った。 ・支部コンプライアンス通信の発行（7月） 	（設定無）	—
③ リスク管理（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月に情報セキュリティ自己点検を全職員実施し、本部からの自己点検結果のフィードバックを踏まえ、11～12月に支部情報セキュリティ研修を行った。 ・ビル消防訓練に支部職員4名参加。 ・事務処理誤りゼロ期間（1～3月）におけるポスターを掲示し、意識付けを図った。 ・佐賀支部における新型コロナウイルス感染症対応フロー図を作成。併せて職員の健康対策（手洗い、咳エチケットポスター掲示、マスク、消毒液の購入）を実施し、リスクに備えた。 	（設定無）	—

3. 組織・運営体制関係（企画総務グループ）

※KPI ◎＝達成 ●＝未達成

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI（速報値）
④ OJTを中心とした人材育成（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> ・OJTを中心としつつ、研修や自己啓発等を効果的に組み合わせることで、職員のスキル向上を図り、組織基盤の底上げを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者（契約職員等）に対し、協会職員として遵守すべき事項等について研修を実施。 ・12月にCS向上を目的とした接客研修、1月にビジネススキル研修を実施。 ・3月に職員を対象に次年度の佐賀支部事業計画を周知し、目標の意識付け、組織強化を図った。 	（設定無）	—
⑤ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> ・他支部との比較を通じて佐賀支部の業績向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ指標である健診受診率向上を目的に広報（佐賀支部通信、メルマガ）を行った。加えて、支部医療費適正化プロジェクトにおいて全職員による事業所訪問（87事業所）を行い、事業主から被扶養者へ特定健診受診勧奨にかかる文書を渡していただき、受診率向上を図った。 	（設定無）	—
⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等（企画総務グループ）			
<ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、公告後の業者への声掛け等を引き続き実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4件の入札を実施。公告後、前年度参加業者への声掛けや公告期間を可能な限り長めに設定することで、参加率の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度（0%）以下とする。 	【R2.3月末】 ◎一者応札割合 0% ※一者応札案件無し